

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

1 提案理由

国民健康保険法施行令の改正に準じ、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税方法に係る規定を整備するため。

2 改正要旨

令和 2 年度税制改正において、全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す人への土地譲渡を促進することを目的に、個人が令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合は、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 100 万円を限度に控除できるとされた。この特例措置に伴い、国民健康保険料の基礎賦課額の所得割額の算定について所要の見直しを行うもの。

3 施行期日

公布の日

4 国民健康保険料の基礎賦課額の所得割額の概要

(1) 低未利用土地等の主な定義

- ・ 居住や事業などに利用されていない土地
- ・ 居住や事業などに利用されていても、その程度が周辺より著しく劣っている土地

(2) 控除を受けるための主な要件

- ・ 売った土地等が、都市計画区域内にあること
- ・ 売った年の 1 月 1 日時点で、所有期間が 5 年を超えること
- ・ 売り手と買い手が、親子や夫婦など特別な関係にないこと
- ・ 売った金額が 500 万円以下であること
- ・ 売った後に、その土地等が利用されること

(3) 控除を受けた場合の国民健康保険料への影響

所得割額を計算する際の算定基礎額が減額となるため、料率に応じた額の国民健康保険料も減額となる（下表参照）。

	所得割 (料率)	控除額が 100 万円の場合の 国民健康保険料への影響額
医療給付費分	7.52%	△ 75,200 円
後期高齢者支援金等分	2.24%	△ 22,400 円
介護納付金分	1.61%	△ 16,100 円
合計	11.37%	△ 113,700 円